

住まいの確保に向けた政策的な課題と論点

白川 泰之

1 地域包括ケアと社会保障のサービス

「地域包括ケア」は、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」である〔地域包括ケア研究会（2009）、p6〕。

この定義の中で、高齢者に提供されるべきサービスを整理すると、「医療」、「介護」、「福祉サービス」、福祉サービス以外の「様々な生活支援サービス」があり、これらが提供される場としての「住宅」の確保も前提となっている。これらのうち、医療については高齢者が加入している医療保険制度を、介護については介護保険制度をそれぞれ基本として給付されることになる。さらに、福祉サービスについても、例えば、交流やレクリエーションであれば老人福祉法に規定する老人福祉センターにおいて提供されるし、ここでの「福祉」を公的扶助も含む概念として捉えれば、要保護者は生活保護法からの給付を受けることになる。

では、残りの「様々な生活支援サービス」と「住宅」についてはどうであろうか。まず、「様々な生活支援サービス」については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保法」という。）によって、地域支援事業の見直しが行われ¹⁾、これにより、「様々な生活支援サービス」の充実が期待される。ただし、2017年の本格実施に向けて、従来型の事業所の従業員による有償労働だけでなく、住民ボ

ランティアも含めたトータルな支援体制をどのように構築していくかは、今後、市町村に課せられた大きな課題である。

もう1つの「住宅」については、社会保障制度は、老人福祉施設や有料老人ホームといった居住とサービスを「ワンパッケージ」にした住まいを用意しているが、持ち家や借家の確保については、基本的に関知していない。

以上のように考えていくと、地域包括ケアの実現に当たって必要となるサービスを社会保障から提供されるサービスによって賄おうとした場合に、現状では、「様々な生活支援サービス」と「住宅」が弱点であることが分かる。よって、この2つをいかに調達するかが政策上大きな課題となる。そして、後述するが、この2つは密接な関係にあり、住宅の確保に当たって、生活支援の確保は重要な前提条件として捉えるべきなのである。

2 住宅確保のリスク要因

(1) 借家層の経済的リスク

我が国では、住宅ローンに対する減税や公的融資などのメリットを享受しながら、国民が自己資金で住宅を確保する「持家主義」が中核に据えられてきた。高齢者のいる世帯が居住する住宅の所有の関係を見ると、持家が82.8%となっており、世帯全体の61.9%と比べ持家の比率が高い²⁾。現役の時期に十分な所得があれば自ら持家の取得が可能となり、老後も持家が生活の基盤となるが、そうでなければ、老後においても借家に頼らざるを得ない。そこで、高齢者のうち、持家に比べ居住の基盤が弱い借家層が抱える問題を見ていく

い。

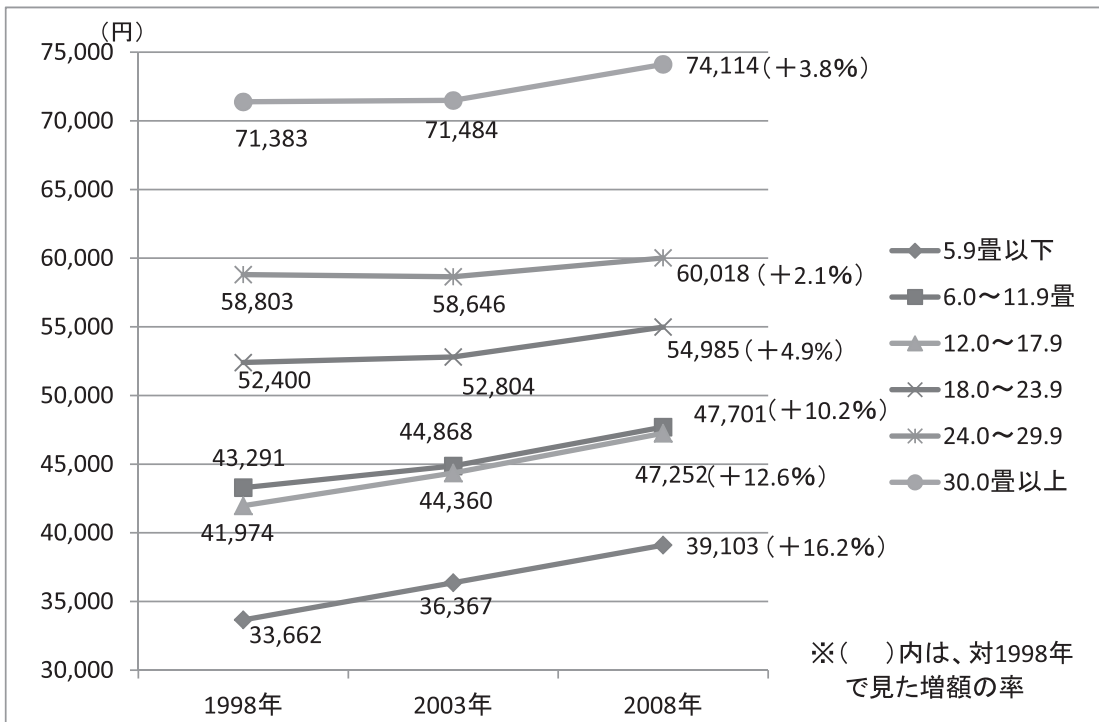
まずは、家賃の負担能力である。図表1は、専用住宅にかかる1か月当たり家賃の平均額の推移を見たものである。これを見ると、家賃の平均額は、全ての面積の階層で一貫して上昇していることが分かる。こうした状況は、高齢者にどのような影響を与えるだろうか。2013年6月現在、高齢者のいる世帯のうち単身又は夫婦のみの世帯が56.7%と半数を超えている³⁾。このため、高齢者が住宅を賃借する場合、それほど広くない物件を借りるケースが多数を占めると想定される。改めて図表1を見てみると、家賃の平均額の上昇は、17.9畳以下の比較的小規模な借家において顕著であることが分かる。

一方で、1998年以降、公的年金の支給額は、据え置きの特例期間もあったが、物価スライドによって減少のトレンドにある。すなわち、高齢者の半数が賃借するであろう小規模な借家の家賃が顕著に上昇する一方で、それを負担するための公

的年金額は減少しており、実質の負担感が重くなっていることになる。さらに、今後もこうしたトレンドが継続するようであれば、高齢者の住宅確保を一層困難にする重大なリスクとなってくる。特に低年金層にとっては深刻な問題となるだろう。

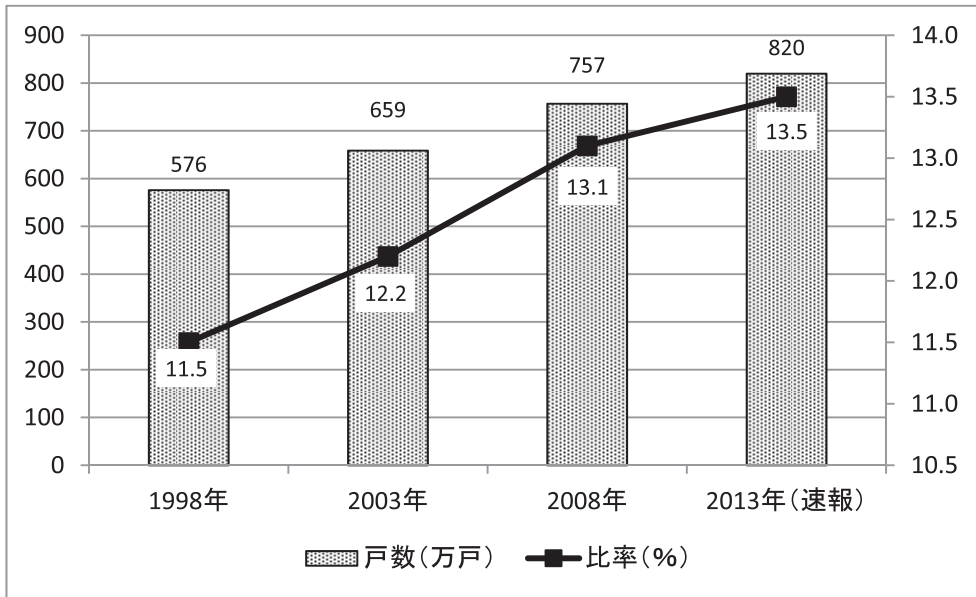
(2) 居室内の死亡事故リスク

ここでは、まず、需給バランスという観点から住宅ストックについて見てみたい。空き家の数は上昇を続けている(図表2)一方で、日本の人口は既に減少局面に入っている。このことから、単純に需要と供給のバランスを考えれば、供給過多となり借り手有利の状況とも言う。国土交通省の「空家実態調査報告書」(2010)によると、入居者や売却先を募集している空き家について、空き家となっている原因(複数回答)を尋ねたところ、「賃借人などの入居者が退去した」が最も多く63.0%となっている。入居者の退去後に募集



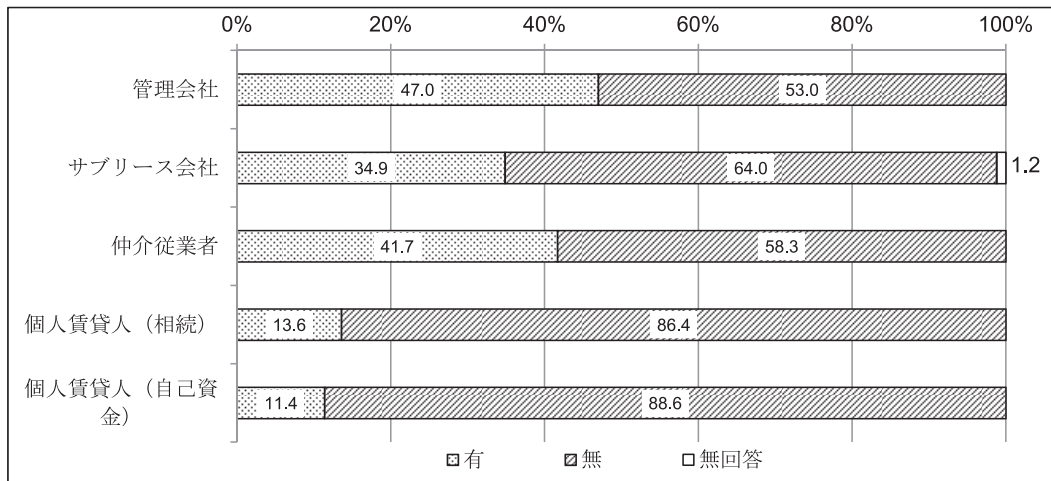
図表1 1か月当たり家賃の平均額の推移 (専用住宅)

〔出典〕総務省、各年度「住宅・土地統計調査」より作成



図表2 空き家の件数・比率の推移

〔出典〕総務省，各年度「住宅・土地統計調査」より作成



図表3 高齢者に対する入居制限の有無

〔出典〕三菱総合研究所 (2013) より作成

をかけても、次の入居者が決まらない状況が垣間見える。これだけ見れば、まさに「借り手市場」である。

しかし、高齢者にとっては、見かけの数字ほど

「借り手市場」とは言えない現実がある。一般的に家主は、高齢者には物件を貸したがないという話を耳にするが、実態はどうであろうか。図表3は、高齢者に対して入居制限をしている物件の有無を示したものである。管理会社、サブリース

会社、仲介従業者で約3割から5割が入居制限を行っており、個人賃貸人は1割程度と相対的に低い比率となっている（図表3参照）。

こうした入居制限は、どのような理由に基づくものであろうか。図表4は、高齢者に物件を貸さない理由（複数回答）を見たものであるが、「居室内での死亡事故発生そのものへの漠然とした不安」、「死亡事故に伴う原状回復や残置物処分等の費用への不安」、「死亡事故後に空室期間が続くことに伴う家賃収入の減少への不安」の3つが特に大きな理由となっている。すなわち、居室内の死亡事故の発生リスクとこれに伴って生じる金銭的損失への不安が入居制限の背景にあると言える。逆に言えば、いくら空き家が増加したところで、こうした家主が抱く不安を解消しなければ、高齢

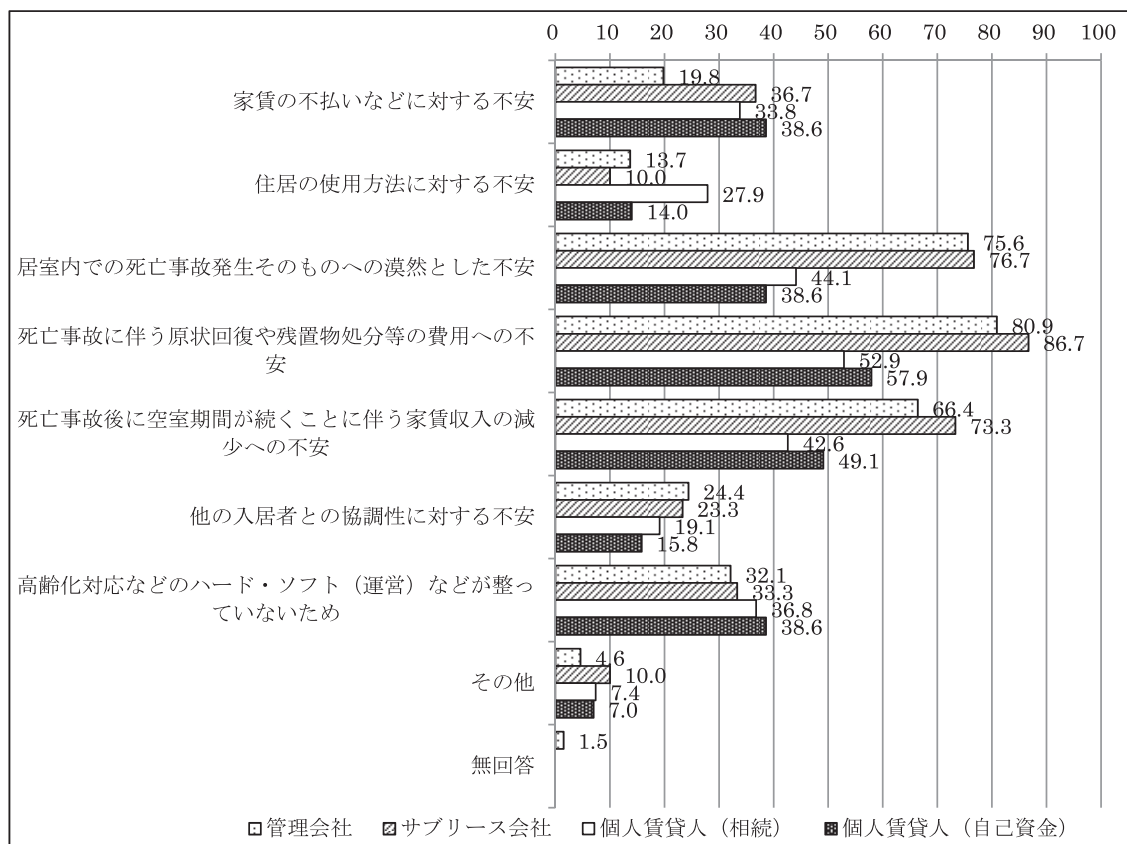
者が借家を賃借することは難しいと言わざるを得ない。リスクを負って高齢者に賃貸するぐらいならば、空き家のままにしておいた方がよいという家主の判断は、経営上合理的な判断と言えるのである。

3 政策の方向性と課題・論点

(1) ハードとソフトの一体的提供

地域包括ケアにおいては、医療や介護などの社会保障制度から給付されるサービス（フォーマル・サービス）だけではなく、それらで対応できないニーズに応える「様々な生活支援サービス」を組み合わせ、トータルな支援体制を構築していくことになる。これは、地域における高齢者の「暮らし」というソフト面の支援に焦点を当てているも

(%)



図表4 高齢者に物件を貸さない理由

〔出典〕三菱総合研究所（2013）より作成

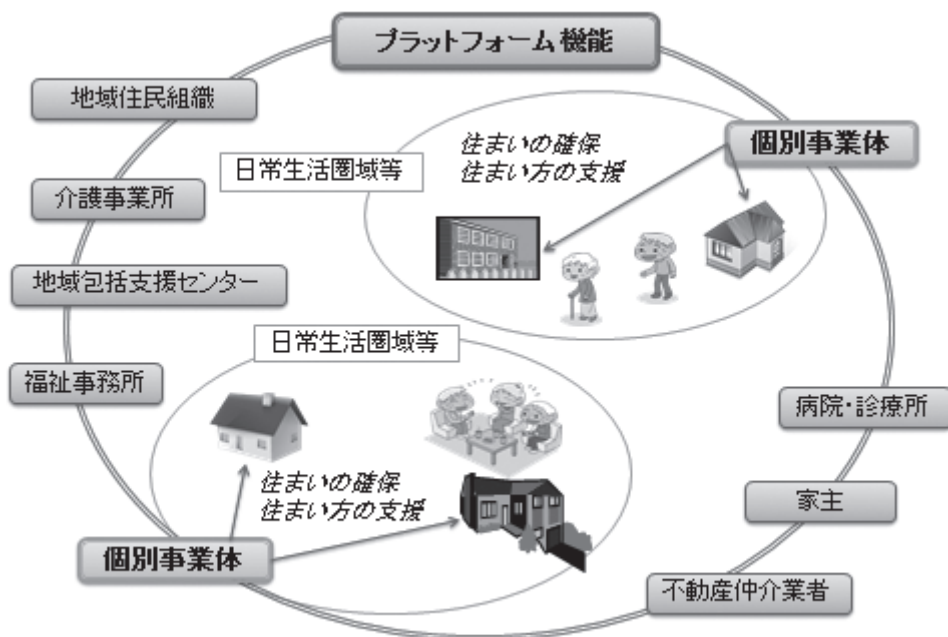
のと言える。しかし、こうしたトータルな支援体制の構築は、果たしてソフト面だけの問題だろうか。

既に見たとおり、特に居住の基盤が弱いと考えられる借家層に焦点を当てた場合、空き家自体は増加しており、数の上で住宅が不足しているわけではない。しかし、高齢者の居室内の死亡事故リスクに対する家主の不安が大きいため、高齢者の入居制限が一定割合行われている。空き家が増加している住宅賃貸市場は、高齢者にとっては「借り手市場」ではない。この問題を解決するには、居室内の死亡事故リスクにどのように対処するかが鍵となる。その場合、最も重要なのはソフト面の対応であり、特に、見守りや安否確認といった「様々な生活支援サービス」により日々の生活を支えていくことが、家主が抱く死亡事故リスクへの不安を軽減させることにつながるのである。

このような発想に基づき、高齢者住宅財団(2014)は、空き家を活用したハードとしての「住まいの確保」とソフトとしての「住まい方の支援」

をワンセットにした「地域善隣事業」⁴⁾を提唱している⁵⁾。この地域善隣事業では、「住まい方の支援」は、地域包括ケアという「様々な生活支援サービス」を中心に据えているが、住宅が確保された後に入居者への生活支援を行うという発想にとどまるものではなく、家主が抱く各種の事故リスクの低減を図り、「住まいの確保」を促進するための重要な条件と位置づけられている⁶⁾。すなわち、住まいが確保されなければそこでの生活支援はあり得ず、かつ、生活支援がなければ住まいの確保もままならないという関係にあるのであり、両者は、その機能を発揮するに当たって、互いを前提条件として必要としているのである。

この地域善隣事業の実施に当たって鍵になるのが、図表5で示した行政、介護、医療、住宅などの関係者から構成される「プラットフォーム機能」による連携である〔高齢者住宅財団(2014), p20〕。住まいの確保と生活支援を一体的に実施していくためには、地域における様々な福祉関係者の連携はもちろんのこと、特に、これまであまり



図表5 地域善隣事業の実施体制

〔出典〕高齢者住宅財団(2014) p19

関係が密ではなかった福祉関係者と住宅関係の連携が重要になってくる。しかし、地域善隣事業と類似の事業を既に実施している事例、あるいは、これから着手しようとしている事例を見てみると、この連携体制の構築は大きな課題と言える。まず、地方自治体の内部で、住宅部局と福祉部局が十分に共同歩調を取れていない事例が散見されるのである。空き家対策という切り口から住宅部局が熱心な場合もあれば、地域包括ケアの推進や生活保護受給者の居住確保といった観点から福祉部局が意欲的な場合もあるが、他方の部局と温度差が見られるのである。また、民間ベースでも、現状では、家主、不動産の管理業者や仲介業者といった住宅関係者と福祉関係者が十分な接点を持っていないことも珍しくない。このような縦割りをブレイクスルーするためには、地方自治体内部においては、トップダウン、横断的なプロジェクト方式により事業の推進を図る必要がある、また、民間ベースにおいても、地方自治体が住宅関係者と福祉関係者の関係構築を媒介するなどの支援が求められる。

(2) 制度の動向との関係

住まいの確保と生活支援を一体的に行う地域善隣事業のような取組を進めていく上で、事業の担い手をいかに確保するかは大きな課題である。現状では、特に問題意識の高い一部の地方自治体や民間の団体において、地域善隣事業のモデルとなるような取組が「先駆的」に進められているにとどまる。こうした取組をより広範囲に普及していくためには、何らかの制度的な裏付けや推進力が求められる。そこで、近時の2つの制度の動向に注目したい。

① 地域支援事業の再編

冒頭に触れたとおり、医療介護総合確保法による介護保険法の改正により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)に移行再編されるなど大掛かりな再編が行われた。総合事業は、2017年度までに全国すべての市町村で実施することとされており、今後、総合事

業の具体的な在り方についての検討が本格化することとなるだろうが、ここでは、厚生労働省が示している「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン(案)」に基づき、考察を進めていきたい。

総合事業の実施の趣旨としては、「支援する側とされる側という画一的な関係ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待される」としている。そのために、介護予防訪問と介護予防通所介護を「市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等が参加するような多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すこととした」としている〔厚生労働省(2014), p2〕。

ここで、総合事業と地域善隣事業の類似性を見ておきたい。総合事業の実施は、従来のように事業者がサービスを担うだけでなく、地縁組織や地域のボランティアなど住民を巻き込み、その活動と一体的・総合的に実施する姿を想定している。地域善隣事業においても、個別事業者の担い手は、地域に根差した活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人やその協働組織体が想定されているが、これに加えて、住宅の入居者同士の互助や地域住民との互助を組み合わせる構想となっている〔高齢者住宅財団(2014), p19〕。また、総合事業における介護予防・生活支援サービスの構築、推進に当たっては、市町村が主体となり、各地域における「生活支援コーディネーター」と総合事業のサービス提供主体が参画した情報の共有、連携強化の中核となるネットワークとして、「協議体」の設置も示されている〔厚生労働省(2014), p31〕。これは、地域善隣事業における「プラットフォーム機能」に類似している。

一方で、総合事業では、住まいの確保の視点は見えてこない。しかし、既述のとおり、住まいの確保は地域包括ケアの前提である。「様々な生活支援サービス」と住まいの確保を一体的に進めるような総合事業を構想することも選択肢ではないだろうか。

②社会福祉法人改革の検討状況

もう1つが社会福祉法人改革の検討状況である。社会福祉法人の在り方に関しては、いわゆる内部留保の存在や財務諸表の公表が不十分であることなどを巡って厳しい指摘がなされてきた。例えば、社会保障制度改革国民会議の報告書においては、「非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている」との指摘がある〔社会保障制度改革国民会議（2013）、p28〕。また、「規制改革実施計画」（2014年6月24日閣議決定）においては、「厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務付ける」と明記されるに至った〔同計画、p8〕。

このような経緯を経て、厚生労働省に設置された「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が、2014年7月に報告書を取りまとめている。同報告書では、「制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく取組」を「地域における公益的な活動」とし、「全ての社会福祉法人において実施される必要がある。全ての社会福祉法人に実施を求めるためには、法律上、実施義務を明記することを検討すべきである」としている〔社会福祉法人の在り方等に関する検討会（2014）、p21〕。

「地域における公益的な活動」の定義や具体的な事業内容については検討事項とされているが、住まいの確保と「様々な生活支援サービス」を一体的に実施する事業は、社会福祉法人が行う「地域における公益的な活動」としてふさわしいものと考えられる⁷⁾。その理由は3つある。1つは、賃貸住宅市場において、自力で住まいを確保できない者を対象とした住まいの確保の支援が、まさに上記検討会報告書にある「市場原理では満たされないニーズ」への対応であることによる。2つ目には、社会福祉法人に期待される地域での役割にある。上記検討会報告書では、社会福祉法人を「地

域の公的な資源」と位置づけ、「自らの資源を生かして、地方公共団体や住民活動をつなぎ、地方公共団体との間に立ちネットワークを作っていくなど、まちづくりの中核的役割を担うような事業運営が望まれる」としている〔社会福祉法人の在り方等に関する検討会（2014）、p19〕。住まいの確保と「様々な生活支援サービス」の実施に当たっては、住宅関係者も含めた連携体制づくりが重要であることは既述のとおりであり、かかる連携体制の中核的役割を果たすことは、まさに社会福祉法人に期待される「まちづくりの中核的役割」を担うことにつながるのである。3つ目には、事業の普遍的な展開にある。本稿では、地域包括ケアの文脈で住まいの確保を論じているが、こうしたニーズは高齢者に限定されるものではなく、低所得者、ひとり親家庭、失業者、障害者の地域移行など普遍性を有する。対象者別に整備された法制度の枠組みの中で縦割りの支援を行うのではなく、横断的に隙間無く対応するには、対象者別の給付や事業とは異なる枠組みが必要なのである。そのためには、社会福祉法人による「地域における公益的な活動」としての柔軟な対応が期待される。特に、普遍的な事業展開を見据えた場合、ターゲットが高齢者にとどまる地域支援事業に比べると、社会福祉法人による取組に利があると言えよう。

(3) シェア居住と建築物の規制

既に見たとおり、家賃の平均額と公的年金の支給額は、前者が上昇、後者が下降という逆のトレンドを描いている。これは、特に低所得層の高齢者にとって影響が大きい。家賃負担をどのように軽減していくかは、家賃の滞納リスクを軽減しながら住宅を確保する上で重要な問題である。その対応策の1つとして考えられるのが「シェア居住」の推進である。戸建て住宅や世帯用マンションの1住戸を活用し、その各居室に高齢者が1人ずつ入居するのである。これにより、家賃を入居者で按分し、個々の入居者が負担する家賃を抑制することが可能となる。また、こうしたシェア居住は、単に家賃負担が軽減されるだけでなく、入居者の

暮らしの面でも大きなメリットがある。リビングやキッチン等の設備を共用で使用するため、日頃から顔を合わせる機会も多くなり、互いに気に掛け合う生活を送ることが可能となるのである。これにより、見守りなどの「様々な生活支援サービス」を外部の資源に頼るだけでなく、入居者相互間の「互助」で補完し、全体として、入居者の日常生活上の課題に対する対応力を高めることが期待される。

一方で、こうしたシェア居住については、いわゆる「違法貸しルーム」の問題が指摘されている。これは、居住以外の用途に供していると称しながら多人数の居住実態がある建築物、あるいは、マンションの1住戸や戸建て住宅を改修して多人数の居住の用に供している建築物等であって、防火等の面で建築基準法違反の状態にあるものを指す。国土交通省では、こうした違法貸しルームに関して、「事業者が入居者の募集を行い、自ら管理等する建築物の全部又は一部に複数の者を居住させる」貸しルームについては、建築基準法において「寄宿舍」に該当する旨を技術的助言として通知している⁸⁾。なお、建築物の用途の判断については、個々の建築物の実態を踏まえた上で、建築基準法上の特定行政庁⁹⁾の判断によることになる。理屈としては、用途を「寄宿舍」として居住の用に供すれば良いだけの話であるが、これをかいくぐろうとする背景には、寄宿舍の規制の強さが挙げられる。寄宿舍の場合には、居室間の間仕切壁を準耐火構造として屋根裏まで到達させることや避難通路に非常用照明を設置することが必要となる。このため、「住宅」として建設された既存のマンションの1住戸や戸建て住宅を転用して多人数で居住しようとするれば、こうした設備を導入するコストがかかるのである〔高齢者住宅財団(2014), p34〕。

このような建築基準法の用途判断については、検討の余地があるものと考えられる。確かに、本来居住用でない建築物に多人数を居住させる、極めて狭隘な1居室に多人数を居住させるなどといった行為は、経済的理由から借家を確保できない者をターゲットとした悪質な「貧困ビジネス」

の一種と言える。一方、既存のマンションの1住戸や戸建て住宅を転用し、各居室に1人ずつ居住するといったシェア居住の場合はどうだろうか。この場合は、元々は家族が各居室を自分の部屋として使用していたはずであり、転用後のシェア居住は、居室の面積やプライバシーの確保といった観点からは、入居者の「居住の質」を損なうものではない。かかる点で差異がないにもかかわらず、1住戸や戸建て住宅に家族が入居すれば「住宅」となり、転用後にシェア居住に使用すると上記通知により「寄宿舍」と判断され、改修が必要になる可能性がある。すなわち、入居者間の血縁関係の有無によって建築物の用途が異なることになるのだが、これには違和感もある。

これは、おそらく、血縁関係のない者によるシェア居住が、建築基準法制定時の想定と大きく異なるモデルであることに起因するものと考えられる。従来は、マンションの1住戸や戸建て住宅をシェアして居住するのは家族であって、血縁関係のない者は、棟内に共同設備があるとしても、あくまで相互に独立性の高い空間に居住するという発想だったと考えられる。しかし、シェア居住は、血縁関係のない者同士が共に支え合う「疑似家族的な居住形態である。つまり、シェア居住は、従来からの「家族-シェア」型か「他人-独立」型かという二分法による明確な区分けに馴染まない「疑似家族-シェア」型という新たな類型なのである。

ちなみに、既存住宅の福祉施設への転用については、特定行政庁で判断が分かれている現状がある。例えば、既存住宅を障害者のグループホームに転用する場合、一般的には、「寄宿舍」又は「共同住宅」として取り扱う傾向にあるようだが〔日本グループホーム学会調査研究会(2012), p9〕、福島県は、一定の条件の下に「住宅」として取り扱うとの立場を採っている¹⁰⁾。ここからも、住宅の他用途への転用が従来の規制の枠組みにストレートには収まりきれない課題を抱えていることが垣間見える。

シェア居住の推進のために、「規制緩和」を唱えるのは簡単なことだが、シェア居住と建築基準

法上の規制の在り方については、居室の面積やプライバシーの確保といった観点からの「居住の質」の問題だけではなく、防火、防災等の入居者の安全確保の視点も重要である。また、住宅や他の福祉施設に対する規制との整合性など難しい論点を含むと考えられるため、慎重な検討を要する問題と言える。

一方、建築基準法上の規制を現状のまま維持するのであれば、1住戸や戸建て住宅をシェア居住に転用する際の改修費に何らかの補助が期待される。こうした補助は、公費を投入して住宅という個人資産の価値を高めるもので不適当だとの批判もありうるだろうが、高齢者等の「住宅確保要配慮者」¹¹⁾への賃貸を前提にすれば、公共的な資産の形成であるとの評価が可能である。事実、国土交通省は、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空き家のある賃貸住宅のリフォームに要する費用の一部を国が直接補助する「住宅セーフティネット整備推進事業」を実施している。この事業の要件として、①改修工事後の最初の入居者を住宅確保要配慮者とする、②住宅確保要配慮者の入居を拒まないことが挙げられているが¹²⁾、そのためには、やはり、地域善隣事業のように、「様々な生活支援サービス」をワンセットで導入することが必要である。この事業が来年度以降どのような取扱いとなるかは不明だが、住宅確保要配慮者の入居を促進するためには、ハードの改修費補助だけでなく、「様々な生活支援サービス」の導入による事故リスクの軽減は欠かせないものと考えられる。

注

- 1) 医療介護総合確保法による改正後の介護保険法第115条の45を参照のこと。
- 2) 総務省「平成25年住宅・土地統計調査（速報集計）」より。
- 3) 厚生労働省「平成25年 国民生活基礎調査」
- 4) 事業名は、大正末期から昭和初期にかけて、地域の生活困窮者の支援、子弟の育成、生活相談等を総合的に展開する民間の拠点として設置された「善隣館」に由来する。地域善隣事業では、善隣館に見られた地域の互助を再構築するという狙いがある。
- 5) なお、厚生労働省は、地域善隣事業の構想をベー

スに、本年度「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施している。

- 6) 「住まい方の支援」の役割については、①入居者には、地域で安心して暮らし続けられる基盤を提供すること、②家主等には、安心して貸し続けられる条件を提供すること、③地域には、新しい住まい方の選択肢と安心の拠点を提供することの3点が挙げられている〔高齢者住宅財団(2014),p53〕
- 7) なお、同報告書では、地域における公益的な活動の例示として、「低所得高齢者等の居住の確保」が挙げられている。
- 8) 「多人数の居住実態がありながら防火関係規定等の建築基準法違反の疑いのある建築物に関する対策の一層の推進について（技術的助言）」（平成25年9月6日国住指第4877号国土交通省住宅局建築指導課長通知）
- 9) 「特定行政庁」とは、原則として、建築主事を置く市町村については当該市町村長、その他の市町村については都道府県知事である（建築基準法第2条第35号）
- 10) 「戸建て住宅を活用する「グループホーム等」の建築基準法上の取扱い」（福島県土木部建築指導課）<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/912.pdf>（最終閲覧日2014年8月19日）。「住宅」として取り扱う基準としては、ア.既存住宅を活用する際、当該建築物が適法な状態（既存不適格を含む）であること、イ.既存住宅を活用する際、構造耐力上の危険性が增大しないこと、ウ.階数が2階以下（地下を有しないこと）で、延べ面積が200㎡未満のものであること（別棟を除く）、エ.各寝室から廊下、階段及び屋外通路を経て道路等の敷地外の安全な場所に避難できる構造であること、オ.原則として、定員が浄化槽処理対象人員を超えていないこと、カ.消防法に基づき、住宅用火災警報器を設置していること、の全てを満たすこととしている。
- 11) 「住宅確保要配慮者」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第120号）第1条において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者と定義されている。
- 12) 「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業補助金交付要綱」（2012年3月28日国住備第722号、国住心第134号）

参考文献

- ・厚生労働省（2014）「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（案）」2014年7月28日全国介護保険担当課長会議資料
- ・高齢者住宅財団（2014）「低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援のあり方に関する調査研究報

告書]

- ・社会福祉法人の在り方等に関する検討会(2014)「社会福祉法人制度の在り方について」
- ・社会保障制度改革国民会議(2013)「社会保障制度改革国民会議報告書-確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」
- ・白川泰之(2014)『空き家と生活支援でつくる「地域善隣事業」-「住まい」と連動した地域包括ケア』中央法規出版
- ・地域包括ケア研究会(2009)「地域包括ケア研究会報告書-今後の検討のための論点整理」
- ・日本グループホーム学会調査研究会(2012)「既存の戸建住宅を活用した小規模グループホーム・ケアホームの防火安全対策の検討」
- ・三菱総合研究所(2013)「高齢者等の居室内での死亡事故等に対する賃貸人の不安解消に関する調査報告書」
(しらかわ・やすゆき 医療経済研究機構研究主幹)